

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和5年2月6日（月）午前10時00分～午前10時54分			
②	会	場	大洲市役所 2階大ホール			
③	出	席	委	員		
1	池	田	幸	二	2	吉
5	西	岡	輝	治	6	台
9	菊	地	正	夫	10	幸
13	矢	野	正	祥	14	山
17	高	岡	利	典	18	山
21	橋	本	英	司	22	都
25					26	田
29	大	本	昭	裕	30	武
33	坂		幹	幸	34	久
37	菊	地	久	美子	38	有
④	欠	席	委	員	25	津
⑤	遅	刻	委	員		
⑥	事	務	局	久保事務局長 富永次長 菊地係長（農地）		
⑦	農	林	水	産	課	松田係長（農政） 菊地主査（農地）
⑧	会	議	の	内	容	菊池課長 竹田課長補佐 大田主事
						議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について
						議案第9号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
						議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
						議案第11号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について
						議案第12号 大洲市貸借料情報の提供について
						議案第13号 農用地利用集積計画の決定について

事務局（局長）	只今から、令和５年第２回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。 開会に当たり、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。
会 長	（会長挨拶）
事務局（局長）	只今から、議案審議に移ります。会議規則第３条により、幸野会長に議長をお願いいたします。
議 長（会長）	これより本日の会議を開きます。 出席委員は農業委員農業委員１９名中１９名、推進委員２０名中１９名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。 本日、２５番 津田勇委員より欠席の報告を受けております。 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。 まず、日程第１ 議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員に、５番 西岡輝治委員と６番 台越正洋委員を指名いたします。 次に、日程第２ 書記の指名を行います。 本日の会議の書記に、事務局の菊地主査を指名いたします。 それでは、日程第３ 議案審議に入ります。 まず、議案第８号『農地法第３条の規定による許可申請について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（農地係長）	議案第８号「農地法第３条の規定による許可申請について」をご説明します。 議案書１ページをご覧ください。 １番、東大洲の土地、畑１筆３２６㎡、売買による所有権の移転です。 所有権移転後は、野菜を栽培します。 農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。 ２番と３番は、譲受人が同一の案件です。 ２番、東大洲の土地、畑１筆２，０４５㎡、及び３番、同じく東大洲の土地、畑１筆９８㎡、いずれも売買による所有権移転です。 所有権移転後は、果樹の栽培を計画しています。 農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。 ４番、田処の土地、田１筆９４３㎡及び畑６筆２，６９３㎡は、贈与による所有権移転です。 所有権移転後は、引き続き水稻や果樹等を栽培します。 農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。 以上、４件です。ご審議をよろしくお願いします。
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。１番。
３番	１番案件から３番案件について、ご説明いたします。 議案説明資料は、２ページから４ページをご覧ください。 １番案件は、売買による所有権移転で、申請地は、大洲道路の大洲北インターチェンジ出口から南西へ約８５０ｍにある農地です。

農業は譲受人家族で水稻を栽培するなど年間を通じて従事しており、特に問題はないと思われます。

2番、3番は関連案件で、共に売買による所有権移転となります。

申請地は、大洲道路の大洲インターチェンジ入口から北東へ約350mにある農地2筆で、現在は遊休化していますが、今後整備をしてブルーベリーを栽培する予定となっております。

譲受人は家族で年間を通じて農業に従事しており、今後の管理に問題ないものと考えます。

3件の調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

4番。

17番

4番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は、5ページを参考にしてください。

4番案件は、贈与による所有権移転で、申請地は、大洲市柳沢公民館田処分館の北西約1.0kmに点在する農地7筆です。

申請によると、譲受人は夫婦で農業に従事をしており、所有する農地と今回譲り受ける農地を一体的に管理する意向であるため、問題はないものと思われます。

なお、現地調査では、既に農業用倉庫を建てられているところがありましたが、農業用施設の建設届出を提出することになっております。

その他、申請書類の内容や調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（農政係長）

失礼いたします。

議案第9号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書2ページ及び別紙「議案説明資料」の6ページから10ページを併せてご覧ください。

1 番、肱川町大谷の土地 1 筆です。

申請人が自宅に風呂を設置する必要があったため、自宅の隣接地である申請地に自宅を増築して風呂を設置するため、申請地を自己住宅の一体利用地として利用するものであります。

申請地は、資料 7 ページの位置見取図に示した場所で、大洲市役所肱川支所から南に約 2.7 km のところに位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断いたしました。

なお、申請地は、平成 11 年に申請人が農地法に基づく転用許可を受けずに自宅を増築し、風呂を設置してしまっており、自己住宅用地として既に利用されています。このことについては、申請人から始末書を提出いただいております。県に違反転用事案報告書を提出する予定であります。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙「議案説明資料」の 6 ページをご確認ください。

以上、1 件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1 番。

3 4 番

1 番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の 6 ページから 10 ページをお開きください。

まず、立地基準である第 2 号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおり、問題ないと考えます。

次に、一般基準である第 3 号の「転用の確実性」につきましては、先程、事務局から説明がありましたように、既に自己住宅用地で利用をされており、この件につきましては、違反転用の状況にあることから、本人も始末書を提出し、大変反省をされています。

第 4 号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地周辺は宅地や自己所有地となっており、また、隣接農地についても、今後において現状と変更がないことから、問題はないと考えます。

よって本件は、農地法第 4 条第 2 項の各号には該当しないため、許可相当して追認許可はやむを得ないものであると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案を申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第 10 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。議案第10号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書3ページ並びに別紙「議案説明資料」11ページから22ページまでを、併せてご覧ください。

1番、柚木の土地491㎡の案件は、譲受人の現在の自宅兼事務所が、肱川築堤事業の起業範囲となり、移転する必要があるため、申請地を取得して、自己住宅及び事務所を建築しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から南東に約1.1kmのところに位置し、300m以内に自動車専用道路の出口が存する区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。

したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

2番、東若宮の土地730㎡の案件は、申請地を取得し、宅地として造成の上、宅地分譲しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約3.4kmのところに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（準工業地域）内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。

したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

3番、八多喜町の土地、2筆合計1,176㎡の案件は、現在の保育所は建築後57年経過し、建物が老朽化しているため、申請地を取得して、新たに認定こども園を建築しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北に約6.3kmのところに位置し、300m以内に、JR八多喜駅が存する区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。

したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

以上、3件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

1番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の11ページから14ページを、参考にしてください。

申請地は12ページの位置図のとおり、大洲市役所から南東へ約1.1kmに位置する農地になります。

まず、立地基準については、事務局説明のとおり第3種農地であり、特に問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第、移転補償費にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、13ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

2番。

2 番

それでは、2 番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の15ページから18ページを、参考にしてください。

申請地は16ページの位置図のとおり、大洲市図書館から北へ約200mに位置する農地になります。

まず、立地基準については、事務局説明のとおり第3種農地であり、特に問題ないものと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第、自己資金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、17ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われます。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（会長）

3 番。

2 2 番

それでは、3 番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の19ページから22ページを、参考にしてください。

申請地は20ページの位置図のとおり、大洲市栗津小学校から南西へ約200mに位置する農地になります。

まず、立地基準については、事務局説明のとおり第3種農地であり、特に問題ないものと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第、自己資金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、21ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われます。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員

（質疑なし）

議 長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委 員

（異議なし）

議 長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第11号『農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

議案第11号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について」をご説明します。

議案書4ページから7ページになります。

当議案では、前年度の事業状況報告がありました「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」の4件について、農地所有適格法人の要件具備に関するご審議をお願いするものです。

まず、要件の適否を判断する上で確認が必要となる事項を、前のスライドに表示しておりますので、合わせて確認をお願いします。

1番、〇〇〇〇は、主にキャベツ・玉ねぎ等の野菜の栽培をしており、その加工・販売も行っています。

①「法人の組織」は、農事組合法人です。

②「事業の限定」は、生産する農畜産物及びその関連する事業等の全てが農業による売上であります。

③の「構成員の資格」は、構成員9名の内4名が農業常時従事者であり、有している議決権9,000口の過半数以上が構成員の議決権であり、問題ありません。

④の「経営責任者の要件」は、執行役員6名の内4名が農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に全員が従事しております。

2番、〇〇〇〇は、主に野菜苗及び花苗の栽培を行っています。

①「法人の組織」は、株式会社です。

②「事業の限定」は、生産する農畜産物及びその関連する事業等の全てが農業による売上であります。

③の「構成員の資格」は、構成員2名が農業常時従事者であり、有している議決権20,000口全てが構成員の議決権であり、問題ありません。

④の「経営責任者の要件」は、執行役員2名ともに農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事しております。

3番、〇〇〇〇は、主に果樹の栽培を行っています。

①「法人の組織」は、有限会社です。

②「事業の限定」は、生産する農畜産物及びその関連する事業等の全てが農業による売上であります。

③の「構成員の資格」は、構成員2名が農地提供者又は農業常時従事者であり、有している議決権60口全てが構成員の議決権であり、問題ありません。

④の「経営責任者の要件」は、執行役員2名ともに農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事しております。

4番、〇〇〇〇は、主にこんにゃく芋・里芋の栽培を行っており、合わせて加工品の製造・販売も行っています。

①「法人の組織」は、株式会社です。

②「事業の限定」は、生産する農畜産物及びその関連する事業等の過半数以上が農業による売上であります。

③の「構成員の資格」は、構成員6名全員が農業常時従事者であり、有している議決権20口全てが構成員の議決権であり、問題ありません。

④の「経営責任者の要件」は、執行役員3名が農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事しております。

以上のとおり、報告書等を確認しましたところ、議案説明資料に記載のとおり、農地所有適格法人の要件を備えているものと思われます。

ご審議をお願いします。

議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、何か、ご質疑はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特にご質疑もないようですので、報告書の内容については、承認することに、ご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、報告書については、承認することに決定いたしました。 次に、議案第 1 2 号『大洲市賃借料情報の提供について』を議題いたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（農地係長）	議案第 1 2 号「大洲市賃借料情報の提供について」をご説明します。 議案書 8 ページをご覧ください。 当議案では、農地法第 5 2 条の規定に基づく賃借料の動向に関する情報提供について、ご審議をお願いするものです。 情報は、令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 1 2 月 3 1 日までと令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 1 2 月 3 1 日までの 2 年分で、農地法第 3 条許可、または農用地利用集積計画の公告により効力が発生した賃貸借契約の賃借料をデータとして抽出したものです。 金額等についての読み上げは省略させていただきますので、後ほど議案書で確認をお願いします。 注意する点として、各データにつきまして、注釈 2 に記載にありますように「平均値からの増減それぞれが 7 0 % を超える事例を除いている」ことです。これは特殊な事情等により契約したものを除くことにより、より平均的な数値を出すことを目的としております。 また、データ数が 5 件未満の地域につきましては、「事例なし」として取り扱うものとします。 本日の定例総会でご承認をいただきましたら、後日、市庁舎前掲示板、農業委員会だより、市公式ホームページなどにて情報を提供することも併せて申し添えます。 説明は以上です。ご審議をお願いします。
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特に、ご質疑もないようですので、この件につきましては、農地法第 5 2 条の規定により、大洲市ホームページなどによって情報を提供することと致します。 次に、議案第 1 3 号『農用地利用集積計画の決定について』を議題いたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（農地係長）	議案第 1 3 号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。

議案書の9ページから、ご覧ください。

「新規」案件のみを説明させていただきます。

1番、野菜及び水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定するものです。

3番、果樹を栽培するため、賃借権を3年間設定するものです。

10ページをお願いします。

5番、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定するものです。

6番、水稻を栽培するため、賃借権を10年間設定するものです。

7番と8番及び11ページの9番と10番は、中間管理事業を使った貸借で3名の地権者が「えひめ農林漁業振興機構」を通しまして、市内の方へ貸し付けるものです。

内容は水稻を栽培するため、7筆の内、1筆は賃借権を、6筆は使用賃借権をそれぞれ3年間設定するものです。

次の11番は、先ほど10番の「利用権の設定を受ける者」と同一で、水稻を栽培するため、使用賃借権を5年間設定するものです。

12番も、水稻を栽培するため、使用賃借権を5年間設定するものです。

その他の案件は、「再設定」となりますので、後ほどご確認をお願いします。

14ページになります。

以上、利用権設定件・筆数、16件・36筆、利用権設定総面積、32,126㎡。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員

（質疑なし）

議 長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委 員

（異議なし）

議 長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。